

平成30年 第4回12月定例会

常任委員会配布資料

- 12月11日 予算決算委員会
- 12月12日 総務産業建設常任委員会
- 12月13日 社会文教常任委員会
- 12月17日 本会議採決される議員発議

○12月定例会議員意見集約の活用

○議案に対する簡易な事前質問と回答

○その他議案に関する補足資料

喬木村議会は、委員会へ付託された案件に対する現在の考え方を予め提出したものを一覧表にしました。集約した意見は、委員会開催前に情報共有し、議員は委員会開催日までに「再考」して考えをまとめます。

所属しない委員であっても情報共有して最終的に本会議において採決するまでの審議の過程の「見える化」を図ることがこの取り組みの目的です。

手順は以下のとおりです。

- ① 議案について意見を集約します。
- ② 付託常任委員会では共有情報を基に審議・討論・採決します。
- ③ 意見集約した結果は、傍聴者・職員に資料配付し、各々の議員がどのように考えて審議に臨んでいるかの「見える化」することで「わかりやすい議会」にします。
- ④ 委員長・委員は効率的な進行ができ、議員討論についても趣旨を要約して賛否を論ずることができる。傍聴者にもわかりやすい議会にします。
- ⑤ 審議を付託された常任委員会の委員長は審議に影響を与えない範囲で意見を述べることができます。

事前の意見集約の結果は別紙のとおりです。議員は、審議の過程で「再考」し、可否の判断をします。

12月定例会の議案の意見集約と簡易な質問に対する回答は以下のとおり

議案第 59 号 喬木村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

主な内容：下水道企業会計へ移行するために、法令等を整備するための一部改正

【下岡幸文 議長】

- ・ 地方公営企業法の適用のため、水道事業の設置条例に下水道事業を追加するものと関連条例の改正であり、妥当と考える。

【簡易な質問事項】

- ・ **事業部局と村長部局の組織体系と指揮管理の状況を確認したい。**

【生活環境課の回答】

- 事務事業の組織体系及び指揮管理系統は現状の組織表のままで、変わるわけではありません。ただ、公営企業化したことにより、上下水道に従事する職員の給与等を企業会計から支出することになる点に変更となります。

【小池豊 副議長】

- ・ コメントなし。質問なし

【昼神二三男 議選監査委員】

- ・ 現在ある水道事業設置条例に下水道事業を追加するものであること
- ・ 下水道事業を水道事業と同様の村が経営する「企業」として捉え、その経費は経営に伴う収入を充てるものである
- ・ 複式簿記による自己検証と月次決算が可能である等のメリットがある

【後藤章人 議会運営委員長】

- ・ コメントなし。質問なし。

【木下温司 予算決算委員長】

- ・ 水道「民営化法」が成立し、将来水道事業の民営化が予想される中、今回の条例改正は、下水道事業の地方公営企業法適用に伴う条例改正で、特に指摘するところはない。

【下平貢 総務産建委員長】

- ・ 委員会付託議案により、委員長の立場から発言は控えることとします。

【後藤澄壽 総務産建委員】

- ・ コメントなし。

【簡易な質問事項】

- ・ **特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業を水道事業と同時に公営企業に移行しなかった理由は。**

【生活環境課の回答】

→ 水道事業については厚生労働省からの通達により簡水の統合を検討するよう指示があり、国からの有利な補助金が活用出来たため、H25から簡水統合事業を実施しました。

法適化についてはH26に総務省から推進する通達があり、また統合をした結果、事業規模が5,000人を超えるため、公営企業法の適用を受けることとしました。下水道事業についても同時期に通達はありましたが、上水道・下水道同時の移行では事務が繁雑になってしまうこと、また、平成31年度までは移行に対する有利な公営企業債が活用出来たため、H28から移行事業を実施することとしました。

【東原靖雄 総務産建委員】

・コメントなし

【簡易な質問事項】

・ **水質管理のチェック体制、その管理データを定期的にホームページ等に記載しますか**

【生活環境課の回答】

→ 濁度及び塩素濃度の常時監視、村内4箇所で毎日検査の他、専門機関により毎月検査を実施しております。又年1回、原水及び給水の全項目の結果を村のHPに掲載しております。

【中森高茂 社会文教委員長】

・ 公共下水道事業・農業集落排水事業の公営企業会計への移行のための法令整備であり、質問等なし。

【佐藤文彦 社会文教委員】

・ 法の全部適用を契機に、職員のより一層のコスト意識や経営感覚、サービス意識の向上が期待できる。

【簡易な質問事項】

・ **水道事業は現在2名となっており、1名追加の3名という事になるが、下水道事業も企業会計となるうえで、業務の遂行に支障はないか？**

【生活環境課の回答】

→ 上水道はすでに企業会計に移行し、下水道も特別会計として、現在でも一般会計とは別に予算書作成等は行っており、公営企業会計に移行しても業務量が変わるものではないため、現在の職員数で業務に支障はないと考えています。

【福澤真理子 社会文教委員】

- ・コメントなし

【簡易な質問事項】

- ・歳計現金に繰り替えて運用・・・とはどういうことか

【生活環境課の回答】

→ 上下道事業において運転資金が不足した場合等財政上やむを得ない場合に、基金を崩して運用できるということになります。そのためには、事前に繰戻しの方法、期間等を定めておく必要があります。

- ・6条 指定の有効期間を3年→5年の変更はなぜか

【生活環境課の回答】

→ 下水道事業の設立当初から3年で運用してきましたが、下水道責任技術者の更新期間が5年であること、また事務の簡素化もあり今回5年に変更させていただきたいと思います。

【櫻井登 社会文教委員】

- ・移行のための手続きにつき了解。

議案第60号 平成30年度喬木村一般会計補正予算（第4号）

主要内容：①人事院勧告に基づく給料、手当、宿日直手当の改正

②ふるさと納税返礼品改装経費の増 7,000千円

③長野県議会議員選挙に関する経費 1,875千円

④福祉医療費（児童生徒関係）1,500千円

⑤療育センターひまわり負担金、障がい児関係サービス国庫補助金減

⑥保育所広域入所（途中入所）4,000千円

⑦県営林道開設負担金 4,500千円減

【下岡幸文 議長】

- ・人事院勧告に基づく人件費やふるさと納税返礼品経費の増が主たる内容で問題ないと思うが、この時期の補正は実施済みの事業の不用減を計上し、新たな事業投資を計画してもいいのではないかと思う。

【簡易な質問事項】

- ・10P2-1-1 地方創生先行型交付金返還金の内容

【企画財政課の回答】

→ 会計検査院が実施した会計実地検査の結果、平成27年度に地方創生先行型交付金を活用して飯田下伊那14市町村で実施した事業について、返還が必要になりました。この事業は、信州大学等と連携して航空機システム共同研究講座を開設する準備を行ったもので、そのうち、専任教員の招聘費用について、教員の招聘に

時間がかかり実施期間外での実施となったため事業の対象外とされました。当村は(公財)南信州・飯田産業センターに負担金として1,000万円を支出しており、このうち555,556円が返還対象となります。

・13P3-1-1 療育センターひまわりの補正増額、年間の負担金は幾らか。

【保健福祉課の回答】

→ 療育センターひまわり負担金

① 児童発達支援センターH29年度市町村負担金 1,070,787円(確定)

② 給食実費市町村補助分(H30年度末精算の為予定額) 132,000円

今回の補正は①+②の当初見込みより増額分=1,100,000円。増額理由は利用児童の増加による負担額の増加が見込まれるため

・15P3-2-3 現在広域入所は何人が

【教育委員会の回答】

→ 当初予算時14名でありました。今回、途中入所者6名分の費用としまして4,000千円の補正をお願いしております。途中退所者が1名おりますので現在入所者は19名となっております。

【小池豊 副議長】

・コメントなし

【簡易な質問事項】

・中学校教室カーテン取替は、原因は何か。(予算には組み入れられなかったか)

【教育委員会の回答】

→ 中学校のカーテン取替につきましては当初予算時には修繕費に計上させて頂いております。今回の補正内訳につきましては、体育館軒天井及び体育館ギャラリー暗幕レールの修繕費が1,100千円となります。教室カーテン等を当初予算計上していた修繕費から工事請負費への振替として1,788千円となっており、修繕費は1,100千円から1,788千円を差し引いた△688千円となります。

【昼神二三男 議選監査委員】

・コメントなし

【簡易な質問事項】

・3 民生費－2 児童福祉費－3 保育所費－20 扶助費 保育所運営費委託分補正後の委託先別委託児童数は

【教育委員会の回答】

→ 飯田市：18名(飯田仏教保育園2名、飯田中央保育園5名、上郷なかよし保育園6名、飯田ルーテル幼稚園2名、勅使河原学園2名、野あそび保育みつけ1名)飯山市：1名(めぐみ保育園1名)です。

- ・ 5 農林水産業費－2 林業費－2 林道費－15 工事請負費 伐採工事 大島氏乗線の崩落により、工事現場到達が不可能のためか

【高速交通対策課の回答】

→ お見込みのとおりです。

- ・ 9 教育費－4 中学校費－1 学校管理費－15 工事請負費 教室カーテン等取替補正計上する理由は

【教育委員会の回答】

→ 修繕費から工事請負費への振替補正になります。

【後藤章人 議会運営委員長】

- ・ コメントなし。質問なし。

【木下温司 予算決算委員長】

- ・ 委員長の立場でのコメントは差し控える。

【下平貢 総務産建委員長】

- ・ 今議会の補正については、人事院勧告によるものが主体と理解した。

【簡易な質問事項】

- ・ ふるさと納税の返礼品について、総務省勧告通り遂行されているか。運賃負担については、総務省勧告の影響もあるのか。運賃の上昇は理解できるが1件当たりどの程度の上昇となったか。

【産業振興課の回答】

→ 総務省からの通知は、返礼品目、返礼割合（調達価格）、地場産品の取扱いとなりますのが、いずれも通知のとおり遂行しています。

今回の補正は、運送業者の人手不足・燃料費の高騰、また資材費等荷造りに係る経費も上昇していることによります。特に果物、ジュース類といった重量のある物が対象となっており、1箱当たり500円～1,200円程度の増加。今回経費が増加した桃やりんご、市田柿等が返礼品の主力となることから経費負担の増額に繋がっているため。

【後藤澄壽 総務産建委員】

- ・ コメントなし。質問なし。

【東原靖雄 総務産建委員】

- ・ コメントなし

【簡易な質問事項】

- ・ 療育センターひまわり負担金、障がい児関係サービス国庫補助金はなぜ減額になったか

【保健福祉課の回答】

→ 療育センターひまわり負担金増額理由は、利用児童の増加による負担額の増加が見込まれるため。障害児入所給付費返還金（国庫補助金返還）は、H29年度申請時は見込みで申請を行っており、実績により翌年度精算となるため

- ・ **県営林道開設負担金4,500千円減は台風21号の影響により作業が出来なくなったためか、又大島側か、氏乗側かどちらか**

【高速交通対策課の回答】

→ 開設負担金ではなく、開設に係る樹木の伐採工事が、台風による災害で現地まで行けなくなったため減額するものです。氏乗側です。

【中森高茂 社会文教委員長】

- ・ ふるさと納税が半減する中での経費増額は厳しいものがあるが仕方がない。

【佐藤文彦 社会文教委員】

【簡易な質問事項】

- ・ **款9項6目1節7 子育て相談員の賃金増額の内容。**

【教育委員会の回答】

→ 子育て支援体制が変わることが予想され、新たな職員を採用し運営しているため。

- ・ **款9項4目1節15 教室カーテン取替工事の内容。**

【教育委員会の回答】

→ 修繕費から工事請負費への振替による補正になります。

- ・ **款3項1目3節19 後期高齢者医療関係経費の減額の内容。**

【保健福祉課の回答】

→ こちらの費用は、村から広域連合へ納めるべき負担金（医療費負担分）ですが、前年度分の精算が翌年度で行われます。今回、前年度分の精算があり減額となったため、今年度分の負担金が調整され減額となるものです。

【福澤真理子 社会文教委員】

- ・ 詳しい説明を聞いてから判断

【簡易な質問事項】

- ・ **P10 款3項1目1節23 償還金、利子及び割引料について説明を**

【保健福祉課の回答】

→ 障害児入所給付費返還金、障害者総合支援給付費返還金、子ども子育て支援交付金返還金は国庫補助金であり、H29年度申請時は見込みで申請を行っており、実績により翌年度精算となるため

・ P10 款 2 目 1 項 1 節 23 地方創生先行型交付金返還金は

【企画財政課の回答】

→ 会計検査院が実施した会計実地検査の結果、平成 27 年度に地方創生先行型交付金を活用して飯田下伊那 14 市町村で実施した事業について、返還が必要になりました。この事業は、信州大学等と連携して航空機システム共同研究講座を開設する準備を行ったもので、そのうち、専任教員の招聘費用について、教員の招聘に時間がかかり実施期間外での実施となったため事業の対象外とされました。当村は（公財）南信州・飯田産業センターに負担金として 1,000 万円を支出しており、このうち 555,556 円が返還対象となります。

・ 款 3 目 4 項 2 節 北保育園人事経費報酬の減はなぜ

【総務課の回答】

→ 嘱託職員が 1 名、年度途中で退職したことによるもの

【櫻井登 社会文教委員】

・ 特になし。

議案第 61 号 平成 30 年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

主要内容：国保ラインシステム改修費 324 千円

【下岡幸文 議長】

・ オンラインシステムの改修費を予備費からの財源振替で妥当と思う。

【簡易な質問事項】

・ 4P1-1-1 電算システム改修の内容は。

【保健福祉課の回答】

→ 療養給付費負担金、調整交付金の申請等のために使用する「コクホライン」というシステムの改修費になります。今年度の制度改正に対応するための改修になります。

【小池豊 副議長】

・ コメントなし。質問なし。

【昼神二三男 議選監査委員】

・ コメントなし。質問なし。

【後藤章人 議会運営委員長】

・ なし

【木下温司 予算決算委員長】

- ・ 委員長の立場でのコメントは差し控える。

【下平貢 総務産建委員長】

- ・ 特記すべき事項なし

【後藤澄壽 総務産建委員】

- ・ コメントなし。質問なし。

【東原靖雄 総務産建委員】

- ・ 妥当

【中森高茂 社会文教委員長】

- ・ 妥当である。

【佐藤文彦 社会文教委員】

- ・ システム改修委託料は必要経費。増減が0であること。

【福澤真理子 社会文教委員】

- ・ コメントなし。

【簡易な質問事項】

- ・ 改修の内容は何か

【保健福祉課の回答】

→ 療養給付費負担金、調整交付金の申請等のために使用する「コクホライン」というシステムの改修費になります。今年度の制度改正に対応するための改修になります。

【櫻井登 社会文教委員】

- ・ 特になし。

議案第 62 号 平成 30 年度喬木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

主な内容：一般管理費の減 554 千円

【下岡幸文 議長】

- ・ 後期高齢者医療事務費の精算減であり妥当と思う。

【小池豊 副議長】

- ・コメントなし。質問なし。

【昼神二三男 議選監査委員】

- ・コメントなし。質問なし。

【後藤章人 議会運営委員長】

- ・コメントなし。質問なし。

【木下温司 予算決算委員長】

- ・委員長の立場でのコメントは差し控える。

【下平貢 総務産建委員長】

- ・特記すべき事項なし

【後藤身壽 総務産建委員】

- ・システム改修委託料の減額であること。

【簡易な質問事項】

- ・システム委託料が減額となった理由。

【保健福祉課の回答】

→ 村単独での導入予定でしたが、広域連合で共同調達してもらえることになり、経費が削減となりました。

【束原靖雄 総務産建委員】

- ・妥当

【中森高茂 社会文教委員長】

- ・清算による減であり問題ない

【佐藤文彦 社会文教委員】

- ・コメントなし。質問なし。

【福澤真理子 社会文教委員】

- ・コメントなし。質問なし。

【櫻井登 社会文教委員】

- ・特になし。

議案第 63 号 平成 30 年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

主な内容：人事院勧告関係

【下岡幸文 議長】

- ・歳出の増は人事院勧告による人件費で妥当と思う。

【小池豊 副議長】

- ・コメントなし。質問なし。

【昼神二三男 議選監査委員】

- ・コメントなし。質問なし。

【後藤章人 議会運営委員長】

- ・コメントなし。質問なし。

【木下温司 予算決算委員長】

- ・委員長の立場でのコメントは差し控える。

【下平貢 総務産建委員長】

- ・特記すべき事項なし

【後藤澄壽 総務産建委員】

- ・コメントなし。質問なし。

【東原靖雄 総務産建委員】

- ・妥当

【中森高茂 社会文教委員長】

- ・コメントなし。質問なし。

【佐藤文彦 社会文教委員】

- ・人勧による職員給料の増。71 千円の少額補正。

【福澤真理子 社会文教委員】

- ・コメントなし。質問なし。

【櫻井登 社会文教委員】

- ・人勧につき特になし

議案第 64 号 平成 30 年度喬木村下水道特別会計補正予算（第 3 号）

主な内容：人事院勧告関、電気料補正

【下岡幸文 議長】

- ・歳出は人事院勧告による人件費と電気量の増で妥当と思う。

【簡易な質問事項】

- ・7P2-1-1・2・3 電気料が増えた原因は。

【生活環境課の回答】

- 下水の処理につきましては、水中の微生物の活動により処理されていきますが、そのために必要な酸素は、水温が上昇すると水に溶けにくくなります。
そのため、本年は猛暑の影響で酸素を供給するための曝気時間が増え電気使用量が増えたことによります。

【小池豊 副議長】

- ・コメントなし。質問なし。

【昼神二三男 議選監査委員】

- ・コメントなし。質問なし。

【後藤章人 議会運営委員長】

- ・コメントなし。質問なし。

【木下温司 予算決算委員長】

- ・委員長の立場でのコメントは差し控える。

【下平貢 総務産建委員長】

- ・特記すべき事項なし

【後藤澄壽 総務産建委員】

- ・コメントなし。質問なし。

【東原靖雄 総務産建委員】

- ・妥当

【中森高茂 社会文教委員長】

- ・妥当である

【佐藤文彦 社会文教委員】

- ・人勧による職員給料の増。5千円の少額補正。

【簡易な質問事項】

- ・電気料が増額になった理由。

【生活環境課の回答】

- 下水の処理につきましては、水中の微生物の活動により処理されていきますが、そのために必要な酸素は、水温が上昇すると水に溶けにくくなります。
そのため、本年は猛暑の影響で酸素を供給するための曝気時間が増え電気使用量が増えたことによります。また、料金の単価も上がりました。

【福澤真理子 社会文教委員】

- ・コメントなし。

【簡易な質問事項】

- ・富田処理区の補正が多いのは特別な理由があるのか

【生活環境課の回答】

- 下水の処理につきましては、水中の微生物の活動により処理されていきますが、そのために必要な酸素は、水温が上昇すると水に溶けにくくなります。
そのため、本年は猛暑の影響で酸素を供給するための曝気時間が増え電気使用量が増えたことによります。また、料金の単価も上がりました。
富田については他の処理場より水槽が小さく、水温変動の影響がより大きかったこと、さらに電気の契約の関係で使用量の上昇に伴い、基本料金も上がってしまったことが原因と思われる。

【櫻井登 社会文教委員】

- ・特になし。

議案第 65 号 平成 30 年度喬木村水道事業会計補正予算（第 2 号）

主な内容：人事院勧告関係

【下岡幸文 議長】

- ・人事院勧告による人件費の増額であり妥当と思う。

【簡易な質問事項】

- ・1P1-1-4 人事勧告分 75千円、4P 人事勧告 27+10千円、38千円の差額は。

【生活環境課の回答】

- 差額の 38千円の内訳は、共済費 2千円、退職手当負担金 36千円です。

【小池豊 副議長】

- ・コメントなし。質問なし。

【昼神二三男 議選監査委員】

- ・コメントなし。質問なし。

【後藤章人 議会運営委員長】

- ・コメントなし。質問なし。

【木下温司 予算決算委員長】

- ・委員長の立場でのコメントは差し控える。

【下平貢 総務産建委員長】

- ・特記すべき事項なし

【後藤澄壽 総務産建委員】

- ・コメントなし。質問なし。

【東原靖雄 総務産建委員】

- ・妥当

【中森高茂 社会文教委員長】

- ・コメントなし。質問なし。

【佐藤文彦 社会文教委員】

- ・なし

【簡易な質問事項】

- ・災害対応分、水道対応分の内容。

【生活環境課の回答】

- 超過勤務手当のうち、災害対策本部が立ち上がっていた期間での対応部分については、総務課より指示のあった時間分を災害対応分として計上。
水道としては災害対策本部が立ち上がる前から対応し、本部解散後も対応はしている。また、本年は台風も多かったことから、災害対策以外でも施設管理の対応が多かったため、その部分について水道対応分として計上させていただいた。

【福澤真理子 社会文教委員】

- ・コメントなし。質問なし。

【櫻井登 社会文教委員】

- ・人勧につき特になし。

【下岡幸文 議長】

- ・ 請願書中の軍事費は現在の日本に存在しない。又、道路の拡幅改良や長寿命化のため、道路予算の確保を求めている当村にとって大型公共工事への歳出減は納得できないなど趣旨内容に違和感がある。

【小池豊 副議長】

- ・ 国が方向を決めるものであり、意見するのはいかなるものか。2%の引き上げによる、1世帯当たり8万円の増税は何を根拠に試算されたのか。軍事費、不要不急の大型工事との用語使用、視点もいかなるものか。提出には反対です。

【昼神二三男 議選監査委員】

- ・ 少子高齢化により、高齢者は確実に増加している。社会保障財源のために所得税や法人税の引き上げを行えば、現役世代に一層の負担が集中する。特定の者に負担が集中しない消費税が、高齢者社会における社会保障の財源にふさわしいため

【後藤章人 議会運営委員長】

- ・ 日本の場合、軍は持たないという事になっているので、正しくは「軍事費」「防衛費」と言うのだが、あえて「軍」という言葉を使う意図は何なのか。
- ・ 「消費税増税を転機に廃業を考えている業者が多くいる」とあるが、少なくとも私の周りの同業者や小売店で、そのような話を聞いた事は無い。
- ・ 「不要不急の大型公共工事」とは何を指しているのか不明である。
- ・ 「10%への引き上げを、あくまで行う姿勢を崩していない」と言うのは確かであるが、政府が考えている対策について、この意見書は言及していない。これは、文章として載せるのであれば片手落ちの文章である。以上文章全体に不自然さを感じ、また無理やりの「こじつけ」を感じる。

【木下温司 予算決算委員長】

- ・ 消費税増税は、消費者の対場からいけば歓迎はしません。ただ現在の情勢から考えれば、このタイミングで中止と言うのは、いかなるものか、請願趣旨にもある年金カットや社会保障費の負担増など、生活に影響していることは確かですが、ただ、現在、南信州地域は将来に向けた高速交通網の工事の進展に伴う、アクセス道の工事など予算確保が必要な時期に、不要不急とは言えない。

【下平貢 総務産建委員長】

- ・ 委員会付託議案により、委員長の立場にから、発言は控えることとします。

【後藤澄壽 総務産建委員】

- ・消費増税は不況をいっそう激しくし、貧困化を加速するものであり中止すべきと思う。

【東原靖雄 総務産建委員】

- ・所費税 10%に値上げると同時に、幼児教育・保育の無償化、年金生活者支援、又防災、減災、国土強靱化対策など 9 項目を目玉の公約で、5.6 兆円の内、子育てに 2 兆円以上向けることは人口減少対策でも有り、値上げは有効利用で有る、増税中止には反対です

【中森高茂 社会文教委員長】

- ・消費税増税中止による不足が予想される税収確保のために、大企業・富裕層の優遇を是正し、防衛費や不要不急の大型公共事業への歳出を減らし、社会保障や地域経済振興に税金を使うとの論述がされていますが、そのような問題は当村議会の中で議論するにはハードルが高いと思われます。小さな個人事業者で免税業者を抱えまた高齢化で対応の難しい商店など抱える当村の現況を考えると、インボイス制度の導入は事務的に大きな負担が生じる事が予想され、むしろ軽減税率制度を廃止し、非課税等取引以外一律の消費税の導入により簡素化できる方向を選択した方が良いと考えられます。インボイス制度により免税業者が商取引から排除される事の無いようにする一つ的手段として、その業者が（輸入業者で免税業者であっても還付申請のために課税業者の選択をする方法がありますが）課税業者の選択が出来るようにする事も一つの方法と考えます。免税業者は確定申告による消費税の納付を免除されていることから、利益率の高い免税業者は預かり消費税分が所得となり所得税が上方にシフトしています。

また、小規模商店や零細企業が廃業して行く理由は消費税の問題のみではなく、後継者不足や大型店舗の参入等々様々な要因によるものであり、消費是の増税問題によりそのような業者が多くいるとの記述は的確でないと思われます。この様な視点からの総務産建委員会での質疑討論を注視・確認して本会議での採決に臨みたと考えます。

【佐藤文彦 社会文教委員】

- ・今後、少子高齢化により、現役世代が急激なスピードで減っていく一方で、高齢者は増えていきます。社会保険料など、現役世代の負担が既に年々高まりつつある中で、社会保障財源のために所得税や法人税の引上げを行えば、一層現役世代に負担が集中することになるのではと考えます。特定の者に負担が集中せず、高齢者を含めて国民全体で広く負担する消費税が、高齢化社会における社会保障の財源にふさわしいと考えます。また、所得税や法人税の税収は不景気のときに減少しますが、消費税は毎年 10 兆円程度の税収が続いており、税収が経済動向に左右されにくく安定した税であると考えます。

- ・現在、社会保障費の足りない分は、国債を発行し埋め合わせをしています。しかし国債も、いつまでも借り続けるといふわけにいかないと思います。消費税を増税することで、社会保障の支払いと、国の赤字分にあてることは、将来の負担軽減の為にも必要と考えます。社会保障の部分では、特に子育てや教育面を充実させることになっています。

【請願に対する質問事項】

- ①「消費税増税を転機に廃業を考えている業者が多くいます。」と有りますが、私も小規模零細企業を営んでいます。商工会員や同業者、異業種交流の中では、「インボイスへの対応が難しい」「軽減税率が面倒だ」という声は聞きますが、これを機に廃業すると言ふ話は耳にしません。廃業をお考えの方をどの程度把握されているか？
- ②「軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし」と有りますが、そもそも軍事費ではなく、防衛費だと思います。また、不要不急な大型公共工事とは、具体的に何を示すのかお伺いいたします。

【福澤真理子 社会文教委員】

- ・物を買わない生活はできない。消費税の引き上げで暮らしは直撃を受けることになる。消費税は低所得の人ほど負担が重くなる税。政治に関わることのできない子どもからもとる。軽減策は打ち出されてくるが、最新機能の車や住宅建設、クレジットカード決済でポイントでバックなど、高齢者や低所得層に恩恵があるとは考えにくい策ばかり。しかも期限つき。消費は落ち込み、地域経済も停滞することにつながるのではないか。消費税率 10%への引き上げ中止は多くの国民の願いと思う。

【櫻井登 社会文教委員】

- ・国に対して「消費税増税中止」を求める。暮らしも経済も景気が良くなっている実感が全くない。このまま消費税率を据え置いても世の中の景気が良くなるには、まだまだ時間がかかるし、デフレ不況から脱却しない。
- ・法人へのアンケート調査結果においては「財政再建と景気回復」を優先するとした企業は6割を超えていると報道があったが、消費税増税はやるべきではない。ましてや、わかりにくい「軽減税率」は庶民や小売店が困惑するだけ。
- ・「ポイント還元」は有期限であり、消費税を増税して還元するくらいなら増税しない方がいい。中小規模のお店では、今さら端末機を入れ替える気にもならないとも言われている。一部の消費者にしか優遇されない不公平感は募るばかり。
- ・富裕層の所得税の累進課税を強化し、低所得者層への逆進性をなくすこと。内部留保の還流を促し経済効果を期待することが大事。併せて「法人税率」を上げることによる増税対策を考えること。

- ・インボイス制度の導入など、立場の弱い者への締め付けは見え見え。
こんなにまで複雑な増税策を打ち出して景気回復があり得るとはとても思えない。
- ・東京五輪が終われば、不況はさらに深刻化すると考えられ、消費税増税は中止してもらいたい。請願に賛成です。

請願第8号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める請願

【下岡幸文 議長】

- ・医療・介護現場だけでなく、あらゆる分野で人手不足と働き方改革が課題となっている。地方でも介護職の外国人材の獲得が進んでいる中、一部の業種での増員の意見には違和感がある。

【小池豊 副議長】

- ・医療、介護の現場が大変なことは認識している。看護師、介護職員の不足する中、むやみに増員の要求もいかなものか。対応できる医師、看護師、介護職の養成に取り組む手段が必要。また医療費が増大する中で、患者、利用者のむやみな負担軽減はいかなものか。

【昼神二三男 議選監査委員】

- ・2007年国会で採択された請願内容の早期実施を含めての請願であること

【後藤章人 議会運営委員長】

- ・「患者・利用者の負担軽減を図ること」とあるが、請願の趣旨とどのような関係があるのか理解に苦しむ。

【木下温司 予算決算委員長】

- ・医師や看護師の労働環境は決して良いとは言えない、関連する介護職の世界も、重労働や人間関係など現場は大変であると感じる。また潜在的な人手不足など、高齢者がピークを迎える2025年ころには更なる労働力不足になることも予想されます。職員の増員、患者、利用者の負担軽減には、財源確保が必要でどのように対応するののかも考える必要がある。

【下平貢 総務産建委員長】

- ・医療、介護福祉の現場の状況は、自身の家族の介護経験から、その現場を見聞してきた経過もある。納得できる内容と捉えている。

【後藤澄壽 総務産建委員】

- ・医療・介護者の労働条件を改善することは、患者・利用者が安心して看護・介護を受けられることにつながると思う。

【東原靖雄 総務産建委員】

- ・反対討論。人手不足は日本全国人口減少でどこの職場でも同じで、その人員確保でなくその職場の継続に関わることで、その時代と人との流れで、改善、努力してゆくことが新たな職場作りになると思います。

【中森高茂 社会文教委員長】

- ・長時間労働の是正・多様で柔軟な働き方実現に向けた「働き方改革推進関連法」の今後の施行内容やその問題点にも注視しながら、さらには高齢者人口の増加となる今後の医療・介護の在り方にも踏み込んだ議論が出来るように委員会審議に十分な時間をかけこの請願内容の審査を行いたい。

【佐藤文彦 社会文教委員】

- ・医療、介護職場の人手不足は喫緊の課題と思う。働き方改革の中で、医療従事者の労働環境の改善が早急に求められる。

【請願に対する質問事項】

- ①請願項目（特に夜勤交代制労働の改善）を実現するためには、人手不足を解決する必要があると感じる。（卵が先か、鶏が先かの議論になってしまうかも知れないが）そこに関する文言は無い。個人的には、従事者確保の為に賃金に関する項目も必要ではないかと考えるが？
- ②文中の「国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減も同時に必要となっています」については、表題とは別になるのではと考えるが関連性は？

【福澤真理子 社会文教委員】

- ・医療・介護の現場は患者様、利用者様の命を預かる仕事である。請願趣旨の通りであり、現場は本当に深刻な状況である。長時間、緊張した状態で働いている。働く人が疲労困憊した状態で働くことが続けば、事故などにつながりかねない。現場はぎりぎりの状態でも、様々な工夫を重ねながら安全・安心を得られるよう仕事に従事している。心身ともに健康な状態で働くことができなければ、安全を守ることが難しくなる。看護師の自死が「過労」によるものと労働災害認定された。大変な仕事でも、働き甲斐と誇りをもって働き続けられるように、労働環境を改善することは猶予できない課題だと思う。

【櫻井登 社会文教委員】

- ・改善が見えにくい、改善がされていない重大な問題です。最近の話題に医科大受験生の女子合格率を抑えるなどの事実が報道されましたが、医療の現場では、内部の深刻な事情が昭和の時代から温存されているとも聞きました。個々人が無理をしなければ回らない」、「医師個人が努力でカバーする」、「医療現場で働いている方々が無理を強いられることを乗り越えられる医師や看護師、スタッフが尊敬される」などの異常な職場環境に身を置き、このような馴染み過ぎた構図も指摘されていることがありましたが、家内が看護師のとき、「8勤務体制」であったことや送り出す車中、常に無言であったことも思い出し、相当に神経を遣っている様子などは、今でも通じているのかと情けなさを覚えます。医師の絶対数も足りないということから、ある国立大学では医学生を増員したが、教員数が伴って増えていないので、教員が疲弊してしまっているとも言われていました。一方、患者側では、日本は「フリーアクセス」が世界一高く、その結果、大学病院や専門病院においては、医師の疲弊が指摘されております。患者はまず「かかりつけ医」に診察を受けるということが重要と思います。医療現場での安心・安全な体制が確保されていれば、このような問題も発生が抑えられ、個人の自己犠牲的な環境からも解放される。自分の働き方がコントロールでき、健康や、幸福感を得られるような環境や職場であるべきと考えます。請願に賛成です。

発議第7号 議会閉会中の大規模災害時に総務産業建設常任委員会及び社会文教常任委員会を緊急招集して、災害対応を行う事に関する決議

【下岡幸文 議長】

- ・提出者より、発議第7号の取り下げ申し出があったため、コメントはない。

【小池豊 副議長】

- ・コメントなし。

【昼神二三男 議選監査委員】

- ・コメントなし。

【後藤章人 議会運営委員長】

- ・11月5日、通年議会の検討について決定したばかりの現在のタイミングでこのような発議が出されること自体、理解できない。

【木下温司 予算決算委員長】

- ・コメントなし。

【下平貢 総務産建委員長】

- ・コメントなし。

【後藤澄壽 総務産建委員】

- ・コメントなし。

【東原靖雄 総務産建委員】

- ・賛成。大規模的災害時の緊急招集は議会開会になるため、村民の財産、生命の安全を調査、研究するため、又万一の場合公務となるため、必要な召集で有る。

【中森高茂 社会文教委員長】

- ・コメントなし。

【佐藤文彦 社会文教委員】

- ・取り下げとなった為、コメントすべきことはない。

【福澤真理子 社会文教委員】

- ・発議者の意向に添う。議会議員の災害時の対応を公務とできる方法を検討できればよいと考えた。そのことについて、自分の勉強不足で理解ができていなかった。

【櫻井登 社会文教委員】

- ・本発議に賛成の理由は、「議会閉会中の災害時の議員活動は地方自治法では『公務』とならないため、閉会中の議員が行う災害対応を『公務』として位置付けられる方向性を得るため、発議する」ことの趣旨に賛成した経緯です。しかし、発議の表題と内容（目的）との表現に差異があり、この見解の不可解を回避するため、喬木村議会会議規則第19条に則り、撤回することを同意しました。

発議第8号 喬木村議会改革特別委員会設置に関する決議

【下岡幸文 議長】

- ・議長として諮問したい案件がいくつかある。委員会で叩き台を作成し、議員全協で提案、意見聴取のうえ案を作り直し、再度提案するといったPDCAサイクルで充分協議してもらいたい。

【小池豊 副議長】

- ・賛成。休日・夜間議会のより良い方向性、通年議会の方向性を議会として、慎重

に検討するために必要と思われる。災害時対応、BCP を含めた検討の委員会も対応の必要があり、委員会をむやみに多くするのも考慮し、目的達成までが、妥当かと。

【昼神二三男 議選監査委員】

- ・限られた人員で、議長から諮問された議会改革の諸事項の骨子について調査研究を進めるとの説明を受けて理解できたため

【後藤章人 議会運営委員長】

- ・提出者という立場上、コメントは控えたい。

【木下温司 予算決算委員長】

- ・議会改革の一環、なり手不足解消の手段として、通年議会の研究を行うため設置する特別委員会で、骨子を作り議員全員協議会の中で肉付けをしていく。

【下平貢 総務産建委員長】

- ・議会、議員のスキルアップ、なり手不足解消に繋げていくためにも、更なるステップアップに向け進んでいくことが大切だと考える。兼業議員でも活動しやすい環境整備は次世代に向けた議会体制にむけて重要なことと捉えている。効率かつ効果的な議会運用の検討が必要ではないか。

【後藤澄壽 総務産建委員】

- ・次のような意見にも考慮しながら「通年会期を含めた必要な議会改革の調査研究」は「「喬木村議会改革特別委員会」ではなく「議員全員協議会」で行うべきであると考え。
- 1 通年会期を導入し、議員のなり手不足にならないためには、「議員報酬の値上げ」が必要だが、これは村内有権者の過半数の賛成を得られる見通しがなく「通年会期導入」は必要ない。
- 2 軽井沢議会は行政の方から「首長が議会を招集しない限り、議会は何もできない」との声を受けて、通年会期を導入したが、喬木村では行政の方からこのような声は聞かれず。「通年会期」導入は必要ない。
- 3 「災害対応」は地方自治法上の「議員の職務」ではなく、議会開会中、閉会中を問わず「公務」にはならない。したがってこれを理由とした「通年会期」導入は必要ない。
- 4 「政策サイクル」は、すでに飯田市議会で実現しており、したがって、これを理由とした「通年会期」導入は必要ない。
- 5 「地方自治法179条による専決」は、喬木村では行われたことがなく、これの防止を理由とした「通年会期」導入は必要ない。

【東原靖雄 総務産建委員】

- ・議会改革で有る、通年議会の主体制、機動性などの調査、研究して充実した議会運営を行うため

【中森高茂 社会文教委員長】

- ・休日夜間議会の機能充実を図り、また兼業議員としての自分の立場を、将来の兼業議員の輩出による村の活性化を図れるような改革特別委員会となるように尽力したい。そのためにもこの特別委員会の設置の可決を頂きたい。

【佐藤文彦 社会文教委員】

- ・特別委員会設置については必要と考える。
- ・議員全教で質問した「定数 5 名」についても、骨子を作るうえで全員が参加する必要は無いと言う説明は理解できた（議員の負担軽減）。
- ・通年議会の検討だけでなく、議員派遣の費用弁償などについても早急に検討されるべきと考える。
- ・議会 BCP 検討委員会の検討が急務だが、特別委員会としての設置根拠はない。関連性があるため、議会改革特別委員会への統合・吸収は可能か？

【福澤真理子 社会文教委員】

- ・特別委員会の設置でなく、議員全員協議会で進めることがよいと思う。その上で検討すべき事柄や細部について、必要に応じて検討部会を立ち上げて検討するのはどうか。設置要綱も提案されているが、「意見の聴取」は全議員が聴くことができるのがよい。「会議等の公開」の項で、「公開することが適当でない」と認める、とはどのような事柄を想定しているかお聴きしたい。

【櫻井登 社会文教委員】

- ・「通年議会」を研究する必要はあるが、「喬木村議会改革特別委員会設置」の必要はなく、「議員全協」で調査・研究し、議論すれば足りる。理由は、
 - ①審議公明性の観点から、設置要綱には「審議の透明性を担保する」確固たるものがなく、公明性、透明性が欠ける。ここで言う公明性・透明性を担保するという事は「議員全協」において調査・研究すること以外の場合に該当し、同委員会設置により「フィルターをかけること」の意味合いが生じるということ。従って、「改革特別委員会の必要性はない」ことである。
 - ②設置要綱の第 7 条（会議等の公開）により、文中、公開しないことが明記されているため、秘密会議となり得る。「改革特別委員会」の流れは主流となり易く、誘導性が高い。従って、好ましい結果を導くことは困難になり得、その影響度は大きいと考える。同条 2 項は、単に「審議の結果報告」にすぎない。
 - ③第 8 条（オブザーバー）、及び第 11 条（その他）に「検討部会」とあるが、改革特別委員会の他に、どういう位置付けか、「検討部会」の説明文言もなく、

不明朗な組織と覚える。③は既に解決済み。(12/4)

- ④第6条（意見の聴取）改革特別委員会に所属しない他の議員の意見の反映すべき場がなく、同条2・3・4に記載の者の質疑、発言は可能という解釈は不条理である。因みに、「議員全協」で調査・研究し、議論する上での当該2・3・4の者の意見聴取を求めるのであれば、こちらは「理に適う」。（全議員の議論を採らずして第三者の考え方を聴取するのではなく、全議員の議論を前提に、第三者の考え方を参考のために聴取することであれば納得できる。）これに反する場合は、この解釈に対する説明を求めたい。
- ⑤第7条（会議等の公開）による「改革特別委員会」での会議が公開のとき、特別委員会に所属しない他の議員は単に「傍聴者」の立場となるしかなく、不自然である。上記④の前段を思慮すると、第1条（設置）の趣旨には合致しないこととなり、「議員のための、議会改革のための真意」とは何か。村民の利益に帰するのか。全く見当たらないと言わざるを得ない。
- ⑥仮に、「改革特別委員会」を設置したとき、「同委員会では何をするのか」に対しては、「骨子を作る」であったが、それであるならば「議員全協で議論することを建前とし、改革特別委員会ではなく、必要に応じてこの場合にこそ「検討委員会」を設けて対処すれば良い。」
- ⑦「改革特別委員会」を設置した場合のデメリットは、上記①、②、④、⑤で述べた通りであり、同委員会の設置の必要性は乏しい。
- ⑧「休日・夜間議会の機能充実と兼業議員であっても安定した運営を確立するため」とは、漠然としており不可解。さらに何を機能充実したいのか。兼業議員と一口に言っても、被雇用者の立場と、自営者（法人を含む）の立場とは、全く異なる訳で、「兼業議員であっても安定した運営を確立する」とは、「目的と手段」から考えてみても妥当性はない。また、兼業の形態は、明らかに異なることに対しては、非常に違和感を覚える。要綱第1条（設置）の条文の文言には相応しい表現とは思わない。「同委員会不要」の立場の私があえて言うなら、私なら、第1条を以下のように記述する。

第1条（設置）

「議会活性化、及び全ての議員活動の充実、並びに議会運営の確立を目的とする議会改革を行う調査研究のため、議会改革特別委員会（以下、「改革特別委員会」という。）を設置する」。

「目的と手段」を整然と条文化すること。単なる文章化とは異なると思う。